限定承認公告

本籍徳島県美馬市脇町大字脇町六番地一、最後の住所徳島県美馬市脇町大字脇町六番地二

被相続人　亡　山口　　均

右被相続人は平成二十五年四月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十三日徳島家庭裁判所美馬支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

徳島県徳島市新蔵町一丁目八二番地　ダイアパレス新蔵二〇七　森法律事務所

限定承認者山口慶子

代理人弁護士　森　　晋介

限定承認公告

本籍山口県下関市豊北町大字北宇賀三五四七番地、最後の住所愛知県犬山市以下不明

被相続人　亡　中村　定昭

右被相続人は平成二十五年二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十五日

福岡県北九州市小倉南区徳力団地五二番五〇二号　相続財産管理人　中村かおり

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条に基づき優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.公告.jp/2070.html

平成二十五年七月二十五日

東京都千代田区神田美土代町九番一号

特定目的会社ソフィア

取締役　千賀　貴生

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を五億八千万円減少し四十三億七千七百万円として、発行済優先出資総口数九万九千百四十口を一口に対して金五万円をもって八万七千五百四十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は一万一千六百口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、五億八千万円です。効力発生日は平成二十五年八月二十八日であり、臨時社員総会の決議は平成二十五年七月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十八日

掲載頁　五十三頁（号外第八十四号）

平成二十五年七月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

特定目的会社阪神御影インベストメント

取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を五億八千万円減少し四十三億七千七百万円として、発行済優先出資総口数九万九千百四十口を一口に対して金五万円をもって八万七千五百四十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月二十八日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十五年七月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

特定目的会社阪神御影インベストメント

取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億四千四百六十万円減少し、金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年八月二十七日であり、社員総会の決議は平成二十五年七月十九日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月二十四日

掲載頁　六十頁（号外第十四号）

平成二十五年七月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ジェネシス特定目的会社

取締役　石田　　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金三億四千四百六十万円減少して金〇円とし、発行済第一優先出資六千八百九十二口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年七月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ジェネシス特定目的会社

取締役　石田　　泉

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年八月二十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年七月二十五日

横浜市西区北幸一丁目一一番一五号横浜Sビル一七階　横浜不動産情報株式会社

代表取締役　平田恒一郎

訂正公告

平成二十五年七月九日掲載の定款変更につき通知公告中、「ライブ株式会社」とあるは「ライプ株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年七月二十五日

大阪市北区豊崎三丁目一九番三号

ライプ株式会社

代表取締役　中山　隆康

取消公告

平成二十五年六月十七日（号外第一二六号）掲載の解散公告は取消します。

平成二十五年七月二十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　一般社団法人ガイア

代表理事　三品　貴仙

正誤

ページ	段	行	誤	正
一三一	上	一二（終りから）	その他事業	その他事業
平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）公布文部科学省令第十四号（学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三三一	下	一五～四十三	第四十三条	第五十二条
〃	〃	一六	一六五十二条	
三六ページ下段別表第三中				
「3＋	生徒総定員－800	」	90	
「13＋	生徒総定員－800	」	90	
の				
「3＋	生徒総定員－1700	」	105	
「23＋	生徒総定員－1700	」	105	
は				
「23＋	生徒総定員－1700	」	105	
の誤り。				
平成二十五年七月三日法務省告示第二百四十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
二一二			五大分市大字下郡大分市明野東1丁目9番2―858番地	706号
平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）文部科学省告示第七十号（学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示）（原稿誤り）				
二二八	下	中（第四の表）	校教育法施行	学校教育法施行
二二九	上	中（第五の表）	規則	規則
平成二十五年七月二十三日（号外第百五十九号）掲載の仁隨寺墓地に係る無縁墳墓等改葬公告中（印刷誤り）				
墳墓等の名称「仁隨墓地」とあるは「仁隨寺墓地」の誤り。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十五日付第一六一号
●五月二十九日付参会第二一二八ページ●同日付政府調達第一三八号三二ページ四号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）